

聖籠町訓令第5号

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月6日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部を改正する訓令

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の（平成14年聖籠町訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「全ての情報」の次に「のうち、本人確認情報（記録データ、出力帳票及びマイナンバーカード等）を除いたデータ」を、「以下同じ」の次に「。」を加え、同条第2項を削る。

第2条を削る。

第3条第1項を次のように改める。

前条の情報資産管理責任者は、総務課長をもって充てる。

第3条第2項中「町民課長と協議して、住民基本台帳ネットワークシステムのオペレーション計画を定めるものとする。」を「当該情報資産の管理方法を定めるものとする。」に改め、同条を第2条とする。

本則に次の3条を加える。

（ソフトウェアの適正な管理）

第3条 情報資産管理責任者は、住民基本台帳ネットワークに係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ソフトウェアの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を講ずる。

（ハードウェアの適正な管理）

第4条 情報資産管理責任者は、住民基本台帳ネットワークに係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ハードウェアの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を実施するとともに、電源対策、空気調和対策、防災対策、防犯対策等を講ずる。

(ネットワークの適正な管理)

第5条 情報資産管理責任者は、住民基本台帳ネットワークに係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ネットワークの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を実施するとともに、電源対策、空気調和対策、防災対策、防犯対策等を講ずる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。